




マチトモロゴマーク使用規程

1. 目的

このルールは、札幌市民に町内会への加入とその活動への参加を啓発する目的で作成されたロゴマーク「」(マチトモロゴ A)、「」(マチトモロゴ B)、「」(マチトモロゴ C) (以下 A~C を併せて「ロゴマーク」という。)の行政目的外での使用に関し、必要な事項を定めたものです。

2. ロゴマークの趣旨

ロゴマークは、使用者がこれを使用することにより、札幌市の町内会・自治会が行っている様々な地域活動に賛同する意思を表明するものであり、特定の団体・企業の活動内容を保証するものではありません。

3. 使用者について

どなたでも使用できることとします。

4. 使用申請

使用する場合には申請は不要です。

5. 使用上の遵守事項

ロゴマークの使用にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- (1)ロゴマークを改変しないこと
- (2)営利目的で使用する場合には、事前に札幌市に使用許可を受けること。

6. 使用可能期間

使用が可能な期間は当分の間、無期限としますが、使用者の許可なく期間を定める場合がありますので予めご了承ください。

7. 使用料金

ロゴマークの使用料については、無料とします。

8. 利用者に対して是正や回収等の措置について

札幌市は、次の各項目のいずれかに該当する場合は、利用者に対して是正や回収等の措置を求めることができます。使用者は、是正や回収等の措置があった場合、その日から使用することはできないものとします。

- (1)使用者が本ルールまたは本ルールに基づく基準に違反したとき
- (2)札幌市の品位を傷つけたとき又は傷つけるおそれがあるとき
- (3)自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用したとき又は使用のおそれがあるとき
- (4)法令や公序良俗に反したとき又は反するおそれがあるとき
- (5)特定の個人、政党、宗教団体を支援したとき又は支援するおそれがあるとき
- (6)その他使用が不相当であると認められたとき

2 札幌市は、前項の規定による是正や回収等の措置により使用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

3 札幌市は、使用者にロゴマークの使用状況について報告させ、又は調査することが出来るものとします。

9. 使用に起因する問題

ロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、札幌市は一切の責任を負いません。

10. 権利

ロゴマークに関する権利は、札幌市に属します。

11. 使用の非独占性

使用者は、札幌市が本使用規程にあるルールに限定して、ロゴマークを使用することができますが、独占して使用することを認めたものではありません。

12. その他

(1)ロゴマークを使用した際には、ロゴマークが見える状態で使用している写真を、SNS等に「マチトモ」とコメントをして掲載いただければ幸いです。SNS等に掲載いただいた写真については、札幌市で運用しているSNSや札幌市公式ホームページなどに掲載する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2)このルールに定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定めます。